平成29年度静岡市食品衛生監視指導計画

平成29年度静岡市食品衛生監視指導計画を策定しました。

静岡市では、市民の食の安心・安全を確保していく上でより効果的な施策を実施していくために、食品衛生法第24条の規定に基づき平成29年度静岡市食品衛生監視指導計画を策定しました。

この計画の策定にあたり、市民の皆様から御意見等を伺うため、原案を約1ヵ月間にわたり公表しました。提出された御意見等は以下のとおりです。

	提出された意見	考慮の結果	理由
1	「I-4ホームページや広報等により、市	当課が管理するページの中でも、よりア	本市ホームページのトップページなど、
	民に正しい情報を提供します。」に関して	クセスしやすい場所にたべしずねっとへ	アクセスが容易な上位ページの管理は広
	 「たべしずねっと~静岡市食の安心・安全	のリンクを配置するよう検討いたします。	報課でおこなっており、当課で変更するこ
	ホームページ」サイトにたどり着くのが大変です。	なお、たべしずねっとを紹介する際に	とが難しいためです。また、検索エンジン
		は、検索エンジンでの検索を推奨していま	でキーワード検索をおこなっていただく
		す。検索エンジンで「たべしず」または「静	方が容易にたべしずねっとまでアクセス
		岡市食の安心」と検索していただくと、検	できるため、検索エンジンでの検索を推奨
	標記サイトは、静岡市の食の安全の取り	索結果の一番上位に表示されます。	します。
	組みのほとんどすべてをアップしている		
	素晴らしいサイトだと思います。ただ、こ		
	のサイトにたどり着くには、「①静岡市ト		
	ップ >②くらし >③健康・医療・衛生 >		
	④食品衛生・安全 >⑤食の安全 >⑥たべし		
	ずねっと~静岡市食の安心・安全ホームペ		

ージ~>⑦(別ウインドウ)たべしずねっ と~静岡市食の安心・安全ホームページ ~」というように、マウスを7回クリック しないとたどり着けません。 本計画において「消費者及び食品等事業 者との情報及び意見の交換の推進」を第1 項目に掲げていることの意味に鑑み、「た べしずねっと HP」へのアクセスの改善を 要望します。 ①少なくとも静岡市サイト内にある「た べしずねっと~静岡市食の安全・安心 HP ~ 」上にあるウインドウイメージ画像を 「http://www.tabeshizu.net/」とリンクし てはいかがでしょうか。 ②「たべしずねっと~静岡市食の安全・ 安心 HP~」の置き場所を現在よりも上位 に置く、たとえば「食品衛生・安全」ペー ジ内に移動してはいかがでしょうか。 現在、メールマガジンに掲載するたべし 市民の皆様により広く知っていただき 「I-4ホームページや広報等により、市 民に正しい情報を提供します。」に関して たい内容についてはメールマガジンでも「ずねっと内の更新情報は、前回のメールマ 繰り返しお知らせするなど、発信方法を検|ガジン発行後に更新されたもののみとな 2メールマガジン「たべしず出前便」につい 討いたします。また、食中毒警報発令時等│っています。ご指摘のあった情報について には、月1回の配信頻度にとらわれず、タ もバックナンバーの中で紹介しておりま

イムリーな注意喚起ができるよう努めましたが、メールの発行間隔が短かったため メールマガジン「たべしず出前便」につ に、読者の皆様の目に触れづらかったと考 す。 いて、毎月1回「1. たべしずニュース」 えました。 「2. たべしずねっと更新情報」の項目で 配信されており、市販食品の収去検査結果 の情報提供などは画期的と思います。 ただ、例えば「たべしず出前便 NO.40 2017.1.13 発行」では、更新情報として収 去検査結果2件、静岡市内で食中毒発生1 件が掲載されています。しかし「たべしる ねっと HP」で更新されている「餅つきで の食中毒を防ぐために[2016/12/26]」は残 念ながら掲載されていませんでした。消費 者にとってほしい情報の一つには、餅つき の件などの暮らしの場面で起こりうるり スクへの注意喚起情報(アラートメール) があると思います。1年を通じての消費者 への注意喚起の情報も配信していただけ るとよいと思います。 「I-4ホームページや広報等により、市 静岡市ホームページとのリンクも含め、 たべしずねっとの編集形式やスペース 民に正しい情報を提供します。」に関して より分かりやすい情報の提供のため、今後一の都合上、検査や検体の種類によっては記 3 の検討課題とさせていただきます。 載が困難であり、短い文章でのコメントで たべしずねっとで更新されている「最新ト は逆に市民に誤解を与える恐れがありま ピックス>買い上げ検査」の内容が難しい

ので、分かりやすく情報提供してください。

たべしずねっとで更新されている「最新トピックス>買い上げ検査」について、実施した検査結果を速やかに開示するという姿勢はとても素晴らしいと思います。

ただ、開示されている情報が専門性が高 く、一定の知識がないと理解できないと感 じます。例えば、「2017/03/07 買い上げ検 査 容器包装(3回目)を見ると、「検体数 市外(国産)/外国産 6 品目/4 品目| 「検査項目 その他 蛍光物質」・・・と 記載されていますが、この検査で蛍光物質 を対象とした理由があり、収去した食品を ご担当が選んだ理由があると思います。作 業されたご担当は「市民の食の安全を確保 する」という視点から市販品を選び検査を し、その結果は「不適合なし」であること を市民にお知らせすることで食の安全・安 心にまた一つ貢献できたのだと思います。 ならば、この一連の作業の意図がわかるよ うに、検査結果表の最後に一言コメントの

す。またコメントの内容について、その都 度、課内で検討する必要が出てくるため、 結果を速やかに掲載する手段としての機 能が低下する可能性があります。

	ようなものがあってもよいのではないか		
	と思いますし、そういうコメント(メッセ		
	ージ)を市民に発信することで、関係部局		
	と市民の距離をぐっと縮め「安心」につな		
	げていくのではないかと思います。		
4	「IV-7違反をした場合の対応 (p9)」に	廃棄されるべき食品が不正に転売され	事業者が食品を自主回収した際、回収
	関して	る事がないよう、引き続き関係部局と連携	した廃棄物の処理は従前よりマニフェス
	食品廃棄物の転用が再び起こらないよう	した指導を実施していきます。	トや廃棄時の記録写真の提出を求め、必要
	関係部局と連携した指導をお願いします。		に応じて廃棄の現場に立ち会うこととし
			ております。
			また、牛のせき柱等産業廃棄物としての
	廃棄されるべき食品が不正に転売され		廃棄が義務付けられているものは、マニフ
	る事件がありました。廃棄食品を産業廃棄		ェストから適正に廃棄できているか確認
	物処理事業者が回収する際に発行される		し、疑義が生じた場合には関係部局に確認
	マニフェスト伝票の管理を確実に行い、回		しております。
	収された食品が適切に処理されるよう関		
	係部局と連携した指導をお願いします。		